



同(中原健次君紹介)(第八七七号)

科学研究費増額の請願(長野長廣君外五名紹介)(第四七四号)

新制中学校建設費助成に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五二二号)

税制改革に伴う教育費の措置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五四一号)

阿伏見親王大正閣保存に関する請願(高橋等君外一名紹介)(第六〇一号)

新制中学校建設費全額国庫負担の請願(山本猛夫君紹介)(第六一八号)

実業教育費国庫補助復活の請願(長野長廣君外一名紹介)(第六一九号)

東京大学農学部演習林の荒地地復旧に関する請願(江崎真澄君紹介)(第六四九号)

国立大学に夜間課程開設の請願(福井勇君紹介)(第七〇四号)

国宝月輪寺薬師堂保存に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第七五九号)

神崎神社を国宝に指定並びに保存経費国庫補助の請願(稲田直道君紹介)(第八四二号)

の審査を本委員会に付託された。

同日  
姫路城の修理促進等に関する陳情書(姫路市本町五十の三番地姫路観光協会長木島治郎)(第一七四号)

教員の定員定額に関する陳情書(長崎市長崎県議会議長岡本直行)(第一八九号)

教育予算増額の陳情書外七十一件(鹿児島県川邊郡勝目村大丸小学校公松園次外二十二万四千五百名)(第一九二号)

教員の定員定額に関する陳情書(東京都議會議長石原永明外九名)(第一九五号)

教育予算増額の陳情書(水戸市長山本敏雄)(第二三〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件  
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二〇号)

教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

私立学校法案(内閣提出第三八号)

○原委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案に關し、運輸委員会より連合審査会撤回の申出がありましたので、本委員会といたしまして、連合審査会をとりやめにいたすに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員長 ではさよう決定いたしました。

次に前回に引続き、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案の質疑を継続いたします。

他に御質疑はございませんか。――御質疑がないようでありますから、これにて質疑は終了したいと存じますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑はこれにて終了いたしました。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、討論に付します。今野武雄君。

○今野委員 第五国会において国立学

校設置法が上程されました際、私はこの法案は現在の日本の教育文化を崩壊させるものである、こういうような見地から反対したのでございますが、今回の改正案が出されましたのを見ますに、やはりあの時の法案が不備であつたという点が、はつきりと現れておるわけでございます。そして特に定員の減少が、あちらこちらの学校に盛られておる。その内容など見まして、文部当局では雇員または傭人であるというように申しておりますが、しかしながら、これによつてやはり實際問題として、学校における首切りが行われるということになるわけでございまして、そういうような点から申しましても、この改正案に対しては、私もとして反対せざるを得ないわけでございます。

以上簡單でございますが、反対理由を申し上げます。

○原委員長、岡延右門君。

○岡(延)委員 民主自由党を代表いたします。本法案に對し、賛成の意を表せんとするものであります。

私はさきに、この学校の設立にかなりままして、文部省と運輸省とが密接な連絡をとつて、要するにセクシヨナリズムに陥ることなく協調してやつていただきたい、それに対しては何らかの具体的処置を講じていただきたいというところを、注文いたしておいたのであります。幸いに文部大臣、運輸大臣におきましては、私のこの意向を了とせられまして、覚書を作成交換せられたやうであります。その覚書の内容は、文部大臣と運輸大臣は商船大学が文部省に移管せられた後においても船員教育審議会を通ずる等、協力して、

その運営に遺憾なきを期する。昭和二十四年十一月十七日、文部大臣高瀬莊太郎、運輸大臣大屋晋三、こういう覚書をつくられたやうであります。でありますから、この覚書の精神にのっとりまして、相協力して今後この運営に遺憾なきを期せられたいということが一点と、もう一つは、船員の教育が国家の再建においてきわめて重要であり、かつまた船腹等が増加することによつて、一つの大学のみではその教育の目的を期し得ないという意味において、できるだけすみやかにもう一つ商船大学を増設してもらいたい、その場合神戸の海技専門学院の施設を生かしてもいいたいということをお願いしたのであります。これがこれに對しても、文部省としてはその要望に応じたいというやうな御意向のやうでありますから、その点も十分考慮していただくといたしまして、私はこの法案に對して全面的に賛成の意を表するものであります。

○原委員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 私は日本社会党を代表いたします。二、三の要望を付して国立学校設置法の一部を改正する等の法律案に賛成の意見を述べらるるものであります。

新しく新制大学をつくるて行くといふことが、日本の基本的な文教政策の一つになつておりますから、新制大学ができましてから、その内容その他について非常な不備、あるいは欠陥があるといふことは認めなければなりません。しかしこれを今後よくして行くといふことは別に、新制大学で行くといふことは既定の方針であります。そのうち特に海運に関する学校については、長い間商船大学設置の要望が強く

つたわけでありまして、わが国の海運は、日本帝国の海軍の從屬物のように考えられておりましたし、また事実さうであつた。戦争中のあの商船学校の教育内容を見ますと、まったくたゞ海軍体操をやつたり軍事教練をやるといふ面ばかり強くて、技術は低下する一方であつたのであります。それだけに今後の日本の海運の重要性にかんがみまして、この新しくできる商船大学というものの内容、学校の運営等については、われ／＼重大な関心を持つております。

そこで先ほど岡委員からも御指摘になりましたやうに、海技専門学院をこれに含めるといふことが、從來考えられておつたやうですが、質疑で明らかにになりましたやうに、文部省としては、これを別個の大学として、関西に一つなるべく近い将来に商船大学をつくりたいという御方針のやうに承りました。ただわれ／＼が聞いたいたしましたところによりますと、そういう御希望だけであつて、まだ何ら具体的な方針は立つておらないやうであります。従つてこの点については、すみやかに具体的な方針を立てられて、一刻も早く関西に商船大学を別個につくられるといふことをひとつ要望しておく次第であります。

また全国にあります五つの商船学校、これがいまだに高等学校にならないうるのまゝ残つておる。これをすみやかに高等学校にするといふことについては、なおいろいろな方面との折衝が残されておるやうでありますから、この点すみやかな解決をされんことを要望いたします。

それから定員の問題は、これはどう

つたわけでありまして、わが国の海運は、日本帝国の海軍の從屬物のように考えられておりましたし、また事実さうであつた。戦争中のあの商船学校の教育内容を見ますと、まったくたゞ海軍体操をやつたり軍事教練をやるといふ面ばかり強くて、技術は低下する一方であつたのであります。それだけに今後の日本の海運の重要性にかんがみまして、この新しくできる商船大学というものの内容、学校の運営等については、われ／＼重大な関心を持つております。

そこで先ほど岡委員からも御指摘になりましたやうに、海技専門学院をこれに含めるといふことが、從來考えられておつたやうですが、質疑で明らかにになりましたやうに、文部省としては、これを別個の大学として、関西に一つなるべく近い将来に商船大学をつくりたいという御方針のやうに承りました。ただわれ／＼が聞いたいたしましたところによりますと、そういう御希望だけであつて、まだ何ら具体的な方針は立つておらないやうであります。従つてこの点については、すみやかに具体的な方針を立てられて、一刻も早く関西に商船大学を別個につくられるといふことをひとつ要望しておく次第であります。

また全国にあります五つの商船学校、これがいまだに高等学校にならないうるのまゝ残つておる。これをすみやかに高等学校にするといふことについては、なおいろいろな方面との折衝が残されておるやうでありますから、この点すみやかな解決をされんことを要望いたします。

それから定員の問題は、これはどう

しても改善に努力していただかなければならない点であると思ひます。

そういう重要な点がありますけれども、何分にも新制大学としてやらなければならぬという事は、動かすことができませんので、以上の諸点を強く要望いたしまして、社会党は賛成するものであります。

○原委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。国立学校設置法の一部を改正する等の法律案に対し、賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて政府原案は可決せられました。

なお報告及び報告書に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

なお一言委員長よりつけ加えたいことがあるのでありますが、昨日運輸委員会におきまして、文部委員会との合同審査をしない場合に、運輸委員会の希望として、適當なる機会に神戸に商船大学を設置せられたしという、運輸委員会の希望がございましたので、つけ加えておきたいと存じます。

○原委員長 次に教育委員会法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案は去る十四日本委員会に付託せられました。これより政府の提案理由の説明を求めます。文部大臣。

#### 教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律

教育委員会法（昭和二十三年法律

第七十号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項に次の但書を加える。

但し、委員の任期満了の日以前に通常選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 委員の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本により、これを行ふ。

2 市町村の選挙管理委員会は、教育委員会の委員の選挙を行う場合において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十六條第二項に規定する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

第十六條第二項中「六十人以上の下に「百人以下」を加える。

第二十一條第一項中（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。

第二十七條中「委員の選挙の選挙運動に、」を「都道府県及び同法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動に、」に、「同條第三項」を「同法第七十二條第三項」に改め、同條但書を次のように改める。

同條に次の一項を加える。

2 地方自治法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動については、これを準用しない。

第二十八條中「地方自治法に定める」を削る。

第二十九條第二項中「前項」を「選挙による委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第七條第三項の規定による委員の解職の請求に關しては、地方自治法に定める同法第八十八條第二項に規定する職員の解職の請求の例による。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 委員は、その職の名誉と信用を傷つけ、教育の權威を失墜するような行為をしてはならない。

同條の次に次の一條を加える。

定める。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條 削除

第四十四條第一項中「（会計及び土木建築に關する部課を除く。）」を削る。

第四十五條第一項中「指導主事、」を「指導主事並びに」に、「建築その他必要な事項に關する専門職員並びにその他必要な事務職員」を「学校保健、建築その他の事項に關する事務及び技術職員」に改め、同條第四項中「並びに学校の事務職員」を削る。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第四十七條中「特殊な事項に關する専門職員」を「特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員」に改める。

第四十九條中「左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができる。」を「第四條に定める権限を行ふために、左に掲げる事務を行う。」に改める。

同條第一号中「設置」の下に「、管理」を加え、同條第二号を次のように改める。

二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産という。以下同じ。）の取得、管理及び処分に關すること。

同條第五号を次のように改める。

五 削除

同條第七号中「教員その他教育關係職員」を「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員」に、同條第八号中「実施の指導」を「実施」に、同條第九号中「整備計画」を「整備」に改め、同條第十八号中「法律に別段の定めのない」を削り、同條第十六号を同條第十九号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條第十五号の次に次の三号を加える。

十六 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に關すること。

十七 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

十八 学校環境の衛生管理に關すること。

第五十條中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができる。」を「教育委員会の権限に屬する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。

同條第五号を次のように改める。

五 都道府県内の学校の学校給食に關する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に關すること。

同條に次の二号を加える。

六 史跡、名勝、天然記念物、国宝及び重要美術品等の保存に關すること。

七 教育に關する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に關すること。

第五十條の次に次の三條を加える。

（事務の委任及び臨時代理）

第五十條の二 教育委員会は、教育

委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長その他教育委員会の任命に係る職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

(教育長の職務)

第五十條の三 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推薦することができ

2 教育長は、教育委員会の一般的監督の下に、その職務執行を補助し、及び教育委員会の委任をうけた事務を執行する。

3 教育長は、教育委員会の事務局の事務を総括し、及びその職員を指揮監督する。

4 教育長は、自己の身分取扱についての議事が行われる場合を除く外、教育委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

5 教育長は、その事務執行に関し、及び教育委員会の所轄区域の教育に関し、必要な報告及び資料を教育委員会に提出しなければならない。

(指導主事の職務)

第五十條の四 指導主事は、校長及び教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

い。  
第五十三條第二項を次のように改める。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

3 前項の公告式は、教育委員会規則でこれを定め、公布のための署名、公布の方法、施行日その他必要な事項を規定しなければならない。

第五十四條中「その機会均等を図るため、」の下に「教育委員会規則の定めるところにより、」を加える。

第五十四條の次に次の一條を加える。

(学校の保健)

第五十四條の二 教育委員会は、学校身体検査、精密検診その他の事項に関し、政令で定める基準に従い、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校環境の衛生、学校の保健に関する資料の提供その他の事項に関し、政令で定める基準に従い、教育委員会に助言と援助を與えるものとする。

第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條の二 教育委員会の所掌に係る既定予算を追加し、更正し、又は暫定予算を調製する場合においては、前三條の例による。

2 第六十條に次の一項を加える。  
地方公共団体の長は、教育事務に関する収入について、収入を命

令する権限を当該地方公共団体の教育委員会に委任することができる。

第六十一條の見出しを「(地方公共団体の議会及び長との関係)」に改め、同條中「左のものに関する議案」を「左に掲げる事項その他教育事務に関するものの議案」に、同條第四号中「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に改める。

第六十二條中「前條各号の事件」を「前條に規定する事件」に改める。

第六十三條の次に次の三條を加える。

第六十三條の二 地方公共団体の長は、第六十一條に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十三條の三 第六十一條に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十三條の四 学校その他の教育機関が廃止される場合には、教育委員会は、当該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

第六十六條から第六十八條までを次のように改める。

(学校その他の教育機関の職員)  
第六十六條 教育委員会の所管に属する学校に、校長、教員並びに必要する職員及び技術職員を置く。団体の職員に関して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

要な事務職員及び技術職員を置く。

第六十二條中「前條各号の事件」を「前條に規定する事件」に改める。

第六十三條の次に次の三條を加える。

第六十三條の二 地方公共団体の長は、第六十一條に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十三條の三 第六十一條に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十三條の四 学校その他の教育機関が廃止される場合には、教育委員会は、当該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

第六十六條から第六十八條までを次のように改める。

(学校その他の教育機関の職員)  
第六十六條 教育委員会の所管に属する学校に、校長、教員並びに必要する事務職員及び技術職員を置く。団体の職員に関して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

第七十條第一項を次のように改める。

大阪市、京都市、名古屋、神戸市及び横浜市(五大市)という。以下同じ。並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市(特別区を除く。)

市(特別区を除く。)

第八十條を次のように改める。

第八十條 削除

第六十七條第二項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでは、第六十七條第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務、給與その他の身分取扱に関する事項に關しては、これらの項の規定にかかわらず、この法律及び教育公務員特例法に別段の定があるものを除く外、当該地方公共団体の長の補助機関たる吏員の例によるものとする。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 削除

第八十四條を次のように改める。  
第八十四條 この法律施行の際現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者が、引き続き公立学校の職員となつた場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第二十二條第一項に規定する教育職員(当該職員が高等学校(盲学校、

ろ、学校及び養護学校の高等部を含む。以外の公立学校の助教諭となつた場合には、同條第二項に規定する準教育職員」として動議するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 第七十條第一項の規定により教育委員会を設置しようとする地方公共団体において、その教育委員会の委員の最初の選挙が行われたときは、当該地方公共団体の長は、第三十四條第三項及び第四項の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し、その年の十一月一日に最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する選挙の行われた年の十一月一日に成立するものとする。

3 第七十四條から第七十七條まで及び第七十九條の規定は、前項の規定により教育委員会が成立した場合について、これを準用する。

但し、第七十四條中「その成立の日から、都道府県知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内、」とあるのは「都道府県委員会及び市町村長は、その成立の日から二十日以内、」と、第七十五條中「都道府県知事又は五大市の市長」とあるのは「都道府県委員会及び市町村長」と、第七十七條第一項中「昭和二十三年十一月一日に都道府県及び五大市の教育局部の長」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した日に当該市町村の教育関係の部課の長」と、「都道

府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と、同條第二項中「昭和二十四年」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した年の翌年」と、第七十九條中「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 史蹟名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項及び第三條中「地方長官」を「都道府県ノ教育委員会」に改める。

3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十條に次の二項を加える。

高等学校には、前項の外、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

技術職員は、技術に従事する。

第五十一條中「第二十八條第二項から第四項まで、」を「第二十八條第三項、第四項、」に改める。

第五十八條第一項中「助手及び事務職員」を「助手、事務職員及び技術職員」に改める。

第七十條中「及び第四十五條を、」第四十五條及び五十條第三項」に改める。

○高瀬國務大臣 昨年七月十五日に公布施行されました教育委員会法の一部を改正する法律案を、このたび国会に提出いたしましたのにつきまして、その提案の理由と改正要点を御説明いたします。

第一は、市町村に設けられる教育委員会の設置の時期についてであります。これにつきましては、去る第五国会において、中央、地方の財政状態その他の事情にかんがみまして、その設置を昭和二十五年または昭和二十七年とすることといたしました。

その理由は、町村の地域に設けられるべき教育委員会については、その地域の規模や委員会の組織、権限等につき、なお調査研究を要する問題が非常に多くあります。これらについて十分検討するため、二十七年までその設置を延期することとし、二十五年には市にのみ教育委員会を設置し得るよう措置いたしましたことに基くのであります。

第二は、委員の選挙に関する規定の改正であります。これにつきまして、教育委員会の委員の選挙をも含める選挙制度全般の改正も考慮されているのであります。今般は、とりあえず二十五年の選挙を控え、昨年の経緯にかんがみ最小限度の改正を行うことにいたしました。すなわち委員候補者の連署推薦人を六十人以上百人以上とその人数に制限を加えたこと、及び選挙運動については、都道府県及び五大市にあつては都道府県知事の、その他の市及び町村にあつては市町村の議会の議員の選挙運動に関する規定をそれぞれ準用し、いわゆる選挙運動における公營の範囲を五大市までにいたしたのであります。

第三は、委員の服務などについてであります。現行法には、委員の服務などについては、規定を欠いておりますが、教育委員会の委員の職責の重大性にかんがみまして、新しく規定を設けることといたしました。

第四は、教育委員会の職務権限についてであります。これにつきましては、現在すでに実質的に教育委員会の権限として行われている事務、あるいは地方公共団体の議会及び長との関係において、権限の所在が必ずしも明確でない事務等について、必要な規定を設け、もつて教育委員会の運営に遺憾なきを期したのであります。すなわち一、教育委員会が学校その他の教育機関の建築、営繕の実施の責任を有すること。二、学校その他の教育機関の使用にかんする財産の取得、管理及び処分に関する権限を明らかにすること。三、学校の保健計画に関する権限を明らかにすること。四、教育事務に関する収入の命令権を地方公共団体の長から教育委員会に委任し得ること。五、教育事務に關し議会の議決を経るべきものについては、すべて議案の原案は教育委員会の提案にかかわらしめることを常例とすること。六、都道府県の教育委員会の権限として、学校給食、文化財保存及び教育に関する法人についての事務を明らかにすることなどであり、

第五は、教育委員会と教育長との関係についてであります。現行法上、両者の関係につきましては、明確を欠く点もあり、實際運営上にも、ややともすれば円滑を失ううらみもありましたので、教育委員会の専門的助言者であり、かつその事務執行の衝に當る教育長の職務の特殊性を明らかにし、両者の本来の機能を明確にいたしました次第であります。

以上改正の主要点につきまして、その内容及び理由を概略御説明いたしました。が、今回の改正は、條文の一部改正を行つたものの十六箇條、追加または新たに設けられたものの十一箇條、削除ないし全文改正をしたものの十一箇條合計三十八箇條にわたつております。

何とぞ慎重御審議の上御決議くださるようお願いいたします。

○辻田政府委員 ただいま高瀬大臣から、教育委員会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容大綱について説明されましたが、私から改正の要点とその理由の詳細について御説明申し上げたいと存じます。

まず教育委員会の委員の選挙に関する規定につきまして、若干の改正をいたしました。すなわち第八條第二項の但書の追加は、委員の任期満了前に通常選挙が行われた場合の、新任委員の任期の起算について補正したものであり、第十五條は選挙人名簿に関する規定であり、現行規定では表現上から多少疑問がありますので、これを明確にいたしました次第であります。第十六條の連署推薦人の数につきましては、現在六十人以上とのみ規定され無制限であるため、署名運動が、時として事前の選挙運動に利用される弊がありますので、その数を百人以下と制限いたしました。第二十七條では、委員の選挙の選挙運動については、都道府県と五大市にあつては、都道府県知事

の選挙の選挙運動に関する規定を、その他の市及び町村にあつては、市町村の議会の議員の選挙運動に関する規定を準用し、いわゆる選挙運動における公営の範囲を五大市までにいたしたのであります。第二十八條では、委員の選挙に關しては、單に地方自治法に規定するものにとどまらず、地方公共団体の議会の議員の選挙に関するすべての規定を広く準用し得ることを明らかにいたしました次第であります。

なお委員の選挙規定全体につきましては、選挙制度及び選挙法規全般の改正が別途に考慮されておりますので、それらと調整をはかつて別に取り上げることが適当と考えましたので、このたびはとりあえず昨年の選挙の経験にかんがみて、必要最小限度の改正を行うこととしたのであります。

次に第二十九條の委員の解職に關しましては、一般選挙による委員と、議会の議員のうちから選ぶ委員とは、その選任の方法が異なるので、解職の方法も異なるのが至当と考えまして、後者につきましては、選挙管理委員、公安委員等の例にならい、住民の解職請求に基き、議会の議決で決定することに改めました。

第三十二條の現行規定では、委員の服務等につきましては、いわゆる地方公務員法に規定されることが予定されておりましたところ、その後教育委員会の委員等については、何ら触れるところがない模様でありますので、本法において委員の職責の重要性にかんがみ、積極的に服務に關する基本精神をうたうことにいたし、第三十二條の改正及び第三十二條の二の規定を追加することとした次第であります。

次に第二章第二節の教育委員会の議の規定として、新たに第三十九條の二を加え、従来慣行的に作成されていく会議録に法的根拠を與え、もつて委員会の意思決定に至る経過を公的に記録し、かつ争訟その他の場合の公的証拠を明確にすることとしたのであります。

次に第二章第三節教育長と事務局の項では、本節を第二章全体の構想である教育委員会の組織に關する規定に整理することが適当と考え、教育長及び指導主事の職務権限を規定する第四十二條及び第四十六條の規定を本節から削り、新たに第三章に第五十條の三及び第五十條の四として新設いたしました。第四十四條第一項では(会計及び土木建築に關する部課を除く。 )という括弧の規定を削除いたしました。これは土木建築に關する部課を置かないという規定は、第四十九條の第八号及び第九号の現行規定とあわせ読んで、教育委員会が学校建築及び營繕に關する権限を有しないかとの誤解を招くおそれがありますので、第四十九條第八号及び第九号の規定の改正とあわせて削除することとしたしました。会計に關する部課につきましても、教育委員会は予算の執行権を有しておりますし、かつこのたび新たに第六十條第二項の規定の追加によりまして、收入命令権の委任をも受け得ることになりますので、会計部課の設置を積極的に否定することは、不適当と考えた次第であります。第四十五條及び第四十七條の改正では、他の規定との関係で職員の名称をかえる等の措置をいたしたのみであります。

次に第三章教育委員会の職務権限の項につきましては、規定の追加改廃を数箇所にわたつて行いましたが、これは現在すでに実質的に教育委員会の権限として行つていく事務や、あるいは地方公共団体の議会及び長との関係において権限の所在が必ずしも明確でない事項等について必要な規定を補ひまして、もつて教育委員会の運営に遺憾なきを期したのであります。

まず第四十九條につきましては、第四條の教育委員会の包括的権限との關係を明らかにし、かつ列挙事項が例示的なものであることを示すようにいたしました。第二号では教育財産について教育委員会が管理権を有する旨を明らかにし、第八号及び第九号では、先に触れました第四十四條の改正とあわせて改め、新たに第十六号、第十七号、第十八号として、学校保健に關する一連の規定を設けました。これは第五十條の改正第五号及び第五十四條の二の新設規定と相關連するものであります。心身ともに健康な生徒の育成という教育目的達成の上からも、かつは社会全般における公衆衛生、公衆保健の促進、充実に關連の上から、学校保健について特にその重要性を強調し、教育行政の衝に當る教育委員会に、これに關する権限を明らかに附與することが必要と考えた次第であります。

第五十條については、第五号として学校給食の企画及び学校給食用配給物資の管理を、第六号として文化財保存行政を、第七号として教育に關する法人の事務を都道府県教育委員会の権限として規定いたしました。第五十條の二では新たに教育委員会が教育長その他の職員に事務委任をなし得ることを定めまして、現在實際行われている慣行に法的根拠を與えることとしたしました。

第五十條の三では教育長の職務権限を敷衍して、教育長が教育委員会の専門的補助者であること、一般的な補助執行者であること、及び事務局の長であること等の立場から、職務権限を明確化した次第であります。

第五十四條の二ではさきにも申し述べましたように、学校保健の重要性と保健所という専門的施設の機能との協力關係を明らかにし、第五十八條の二では追加、更正予算等の編成措置を、第六十條第二項では教育委員会の收入命令権につき規定を補足して、それぞれ実情に適したものとした次第であります。第六十一條、第六十二條の改正及び第六十三條の二、第六十三條の三の規定の追加では、議会の議決を経るべき事件については議案の原案をすべて教育委員会の提案によらしめることを常例とし、かつ議案提出の促進を図り、もつて教育委員会の権限を明確強固ならしめる一連の措置を定めた次第であります。第六十三條の四では、学校その他教育機關の廃止に伴う財産の措置に關する規定を補ひ、現在とかく円滑を欠くうらみのあるこの問題を明確にいたしました次第であります。

第六十六條、第六十七條及び第六十八條では、教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機關の職員、教育長、教育委員会事務局の職員等の設置、任命、給與、その他身分取扱に關する規定を一括まとめて調整して規定いたしました次第であります。

第七十條第一項の改正は、いわゆる地方委員会の設置の時期を改めたのであります。最後に附則に關して第二項では文化財保存行政が、都道府県教育委員会の事務とされたために、史蹟名勝天然紀念物保存法の一部改正を、第三項では、学校に事務職員と並んで技術職員を置くことを第六十六條に規定いたしましたので、その關連におきまして、学校教育法中必要の改正をいたしたのであります。

以上、教育委員会法の一部を改正する法律案につきましてその改正の要点と理由を概略御説明申し上げた次第であります。

○原委員長 次に私立学校法案を議題といたします。本法案は去る十七日本委員会に付託された法案であります。これより政府の提案理由の説明を求めます。高瀬文部大臣。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 私立学校法案          | 目次 |
| 私立学校法           |    |
| 第一章 總則(第一條―第四條) |    |

第二章 私立学校に関する教育行政(第五條―第二十四條)

第三章 学校法人

第一節 通則(第二十五條―第二十九條)

第二節 設立(第三十條―第三十四條)

第三節 管理(第三十五條―第四十九條)

第四節 解散(第五十條―第五十八條)

第五節 助成及び監督(第五十九條―第六十三條)

第四章 雑則(第六十四條―第六十五條)

第五章 罰則(第六十六條―第六十七條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

第二條 私立学校に関する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第三條 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校をいう。

2 この法律において「各種学校」とは、学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

4 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第四條 この法律中所轄庁とあるのは、私立大学以外の私立学校及びこれを設置する学校法人については都道府県知事、私立大学、私立大学を設置する学校法人及び私立大学以外の私立学校と私立大学とをあわせ設置する学校法人については文部大臣とする。

第二章 私立学校に関する教育行政

(所轄庁の権限)

第五條 所轄庁が学校教育法の規定に基き私立学校について有する権限は、左の各号に掲げるものとする。

一 私立学校の設置廃止(高等学校の通常の課程、夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学校部、中学校部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに学校教育法第四十五條(同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。))の規定による通信教育の開廃止を含む。及び設置者の変更の認可を行うこと。

二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基き所轄庁の命令に違反したとき、

又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

(報告書の提出)

第六條 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求むることができる。

(都道府県知事の事務)

第七條 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に關して、左の事務を行う。

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)及び教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の規定に基いて行う校長、園長及び教員の免許状に關する事務

二 学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行う教科用圖書の検定

(私立学校審議会又は私立大学審議会に対する諮問)

第八條 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五條各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

2 文部大臣は、私立大学について、第五條各号に掲げる事項(学校教育法第六十條第一項の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。))を行う場合においては、あらかじめ、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(私立学校審議会)

第九條 この法律の規定によりその権限に屬せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に關する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第十條 私立学校審議会は、十人以上二十人以上において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人

若しくは第六十四條第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第十一條 都道府県知事は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数が当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2 前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の数は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。

3 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に對して求める

昭和二十四年十一月十八日

私立大学審議会は、私立大学に  
関する重要事項について、文部大  
臣に建議することができる。

2 第十一條第二項から第六項まで

読み替えるものとする。

第三章 学校法人

第一節 通則

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならぬ。登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

ない。

(準用規定)

第二十九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定(法人の権利能力及び不法行為能力)は、学校法人について準用する。

第二節 設立

(申請)

第三十條 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少くとも左に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

十二 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

十三 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようしなければならない。

(認可)

第三十一條 所轄庁は、前條第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五條の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二條 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十條第一項各号に掲げる事項を定めな

い。死亡した場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三條 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をするに因つて成立する。

(準用規定)

第三十四條 民法第四十一條(贈與、遺贈の規定の準用)、第四十二條(寄附財産の帰属)及び第五十一條(第一項(財産目録)(法人設立の時に関する部分に限る。))の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四

十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「学校法人成立の時」と読み替へるものとす。

第三節 管理

(役員)

第三十五條 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(業務の決定)

第三十六條 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(役員の職務)

第三十七條 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。但し、寄附行為をもつてその代表権を制限することができ

る。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は、左の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあること

を発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の選任)

第三十八條 理事となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四條第一項において同じ。)

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができ

る。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとす

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、役員に

準用する。

(役員(の兼職禁止))

第三十九條 監事は、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。))と兼ねてはならない。

(役員(の補充))

第四十條 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(評議員会)

第四十一條 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から會議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二條 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなけれ

ばならない。

一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 寄附行為の変更

三 合併

四 第五十條第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由に因る解散

五 収益を目的とする事業に関する重要事項

六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとする。ことができる。

第四十三條 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四條 評議員となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為の変更の認可)

第四十五條 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(評議員会に対する決算の報告)

第四十六條 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第四十七條 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び收支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(会計年度)

第四十八條 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(准用規定)

第四十九條 民法第五十四條から第五十七條までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替へるものとする。

第四節 解散

(解散事由)

第五十條 学校法人は、左の事由に因つて解散する。

決を要するものと定められている場合には、その議決

二 寄附行為に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 学校法人又は第六十四條第四項の法人との合併

五 破産

六 第六十二條の規定による所轄庁の解散命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一條第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合においては、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一條 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲與し、又は無償で貸し付けるものとする。但し、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を第五十九條第一項の規定による補助金として支出することができる。

4 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について前項但書の処置をとるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部大臣が行う。但し、当該財産につき同項但書の処置がとられた場合には、当該財産を大蔵大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二條 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第五十三條 学校法人は、前條第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四條 債権者が前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十五條 合併に因り学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四條第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六條 合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立した学校法人は、合併に因つて消滅した学校法人又は第六十四條第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四條第四項の法人がその行う事業に關し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第五十七條 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることにより効力を生ずる。

(准用規定)

第五十八條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八條から第八十三條まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第

二項、第三十六條、第三十七條、第二百三十六條から第二百三十七條まで及び第二百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

#### 第五節 助成及び監督

##### （助成）

第五十九條 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも学校法人に有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第八條第一項の規定の適用を妨げない。

2 国又は地方公共団体は、前項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に助成をするについては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている条件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

3 所轄庁は、第一項又は第五十一條第三項の規定により助成を受ける学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。  
一 助成に関し必要があると認め

る場合において、当該学校法人からその業務又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認められる場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基く所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

##### （免稅）

第六十條 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたものの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。

##### （収益事業の停止）

第六十一條 所轄庁は、第二十六條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

##### （解散命令）

第六十二條 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

る。

##### （聴聞等）

第六十三條 第五十九條第六項の規定は、前二條の規定による処分の場合に準用する。

##### 第四章 雜則

##### （私立各種学校）

第六十四條 第四條から第六條まで及び第八條第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、第四條及び第八條第一項中「私立大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

2 学校法人は、学校のほかに、各種学校を設置することができる。

3 前項の規定により各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立各種学校を含むものとする。

4 各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7 第三十一條及び第三十三條（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

む。）の規定は、前項の場合に準用する。

##### （類似名称の使用禁止）

第六十五條 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前條第四項の法人は、この限りでない。

##### 第五章 罰則

第六十六條 左の各号の一に該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は下実の登記をしたとき。

二 第三十四條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第四十七條の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第五十三條及び第五十四條第二項の規定に違反したとき。

五 第五十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第六十一條の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

第六十七條 第六十五條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校（学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。
- 3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるとする。
- 4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生ずる。
- 5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。
- 6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六

十四條第四項の法人となることのできる。

- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
- 8 第四條、第九條第二項、第十條第二項第一号、第十一條、第十八條第二項、第十九條第二項第一号及び第二十條の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。
- 9 第十條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。
- 10 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することができ、当該前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。
- 12 第五條第一号中「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）及び第百五條」と

読み替へるものとする。

- 13 第七條第二号に規定する教科用圖書の検定に關する事務は、用紙割当制が廢止されるまでは、文部大臣が行う。
- 14 この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の數に生じた端數を切り捨てた數）の者の任期は、第十二條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。
- 15 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。
- 16 学校法人及び第六十四條第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に關しては、第二十五條第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に關して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。
- 17 この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いてゐる者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。
- 18 学校教育法の一部を次のように改正する。  
第二條第一項中「別に法律で定める法人を」を私立学校法第三條第四項に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）に、同條第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。

第十五條を次のように改める。  
第十五條 創除  
第三十四條中「都道府県監督庁」を「都道府県知事」に改める。  
第八十四條に次の一項を加える。

前項の都道府県監督庁は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。  
第二百二條を次のように改める。  
第二百二條 私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二條第一項の規定にかかわらず

ず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。  
私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二條第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができ、  
文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第十二條第一項第四号中「別に私立学校に關して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第四十六号）」に改める。

第二十四條第一項中「國語審議会」を「國語に関する事項を調査審議すること。」と改める。

「國語審議会」  
私立大学審議会  
國語に関する事項を調査審議すること。  
文部大臣の諮問に應じて私立大学及び私立大学を設置する学校法人に關し私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に關する重要事項を建議すること。

20 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十九條第七号中「大日本育英会、」の下に「学校法人」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校法、」を加える。

法人」を加える。

21 地方税法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。  
第六十三條第一項中「第三十四條の法人及び宗教法人」の下に並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二十号）第三條第四項の学校法人及び同法第六十四條第四項の

○高瀬國務大臣 ただいま上程になりました私立学校法案について、大要御説明申し上げます。  
私立学校は、その數において、新制高等学校以上の学校の半数以上を占めてゐるのみならず、その特有な學風及び伝統をもつて、わが國の學校教育に貢獻をしたことは、まことに大なるものがあるのであります。この点にかんがみましますと、私立學校の教育を振興するといふことは、わが國の教育全般の振興をはかる上からもゆるがせにすることのできない重要問題でありまし

て、ただいま私立学校法案を上程いたしました理由も、一にここにあるのであります。

以上の趣旨によりまして、私立学校に関する教育行政について、私立学校の特性を尊重した特別な立法の必要なことは、つとに認められていたところであり、また、特に、昨年の教育委員会法の施行以来、私立高等学校以下の教育行政について、緊急に、特別の措置を講ずる必要のあることも広く認められていたところでありました。また、私立学校を設置する法人につきましては、これを特別法人として、民法による財団法人以上に教育的な、また、基礎の強固なものとする必要であります。このことにつきましては、教育刷新審議会の建議もあり、学校教育法におきまして、私立学校を設置する法人について、別に法律が制定されることを予想してゐるのであります。ここに、政府といたしましては、私立学校法案に関する教育刷新審議会の建議の線に沿ひ、また、私立学校代表者との一年有余にわたる研究の結果、成案を得て、取急ぎ本臨時国会に上程した次第であります。

さて、本法案の目的とするところは、その第一條に明らかにされておりますように、まず、私立学校の自主性を高めるといふことであります。しかしながら、私立学校も学校教育法に定める学校として、教育基本法のいわゆる「公の性質」を有するものであります。設置者がほしきままに経営すべきものではないのであります。このため私立学校については、その自主性を尊重するとともに、あわせてその公共性を高めることが必要とされるのであります。

ます。

この目的を達成するため本法案におきましては、まず私立学校の自主性を重んずるといふ点から、私立学校に対する監督事項を整理するとともに、所轄庁がこの監督事項を処理する場合にも、主として私立学校の代表者から構成される私立学校審議会または私立大学審議会に諮問することとした。なお、私立学校審議会及び私立大学審議会委員のうち、私立学校側から任命される者につきましては、その候補者を、私立学校によつて自主的に結成された団体が推薦する方法をとることとした。また、自主性を尊重の目的をさらに徹底させたのであります。

他方、私立学校の公共性を高めるといふ趣旨は、主として学校法人に関する規定のうちに盛り込んであります。すなわち、私立学校を設置する法人を学校法人という特別法人といたしまして、民法による財団法人よりも、さらに教育的に運営できるようにし、また、学校法人の財的基礎を強固にする一助として、教育上支障のない限り、収益事業を行うことを認める等の特別な規定を設けたのであります。

さらに、私立学校に対して、国または地方公共団体が補助、貸付等の助成を行ひ得ることを明らかにいたしました。これは、多くの私立学校が戦災による被害に加えて、最近の経済的困難によつて、深刻に苦しんでゐるという当面の理由から、特に必要であるのみならず、わが国の学校教育の振興という点からも、私立学校の助成がきわめて必要と考えられるからであります。これについては、従来憲法第八十九條の解釈をめぐつて、疑問があつたのであります。

ありますが、本法案におきましては、私立学校は諸種の点において「公の支配」に属する教育の事業であるという見解のもとに、助成に関する若干の必要規定を新たに設けて、学校法人に対して、国または地方公共団体が補助、貸付等の助成を行ひ得ることを明らかにしたのであります。

本法案提出の理由及びその大綱は、以上に述べたところでありましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決くださるようお願いいたします。

○原委員長 久保田政府委員。

○久保田政府委員 ただいま上程になりました私立学校法案につきまして、大要御説明いたします。

本法案の目的とするところは、その第一條において明らかであります。すなわち、私立学校は、国立学校と異なつて、私人の経営にかゝるものでありまして、その独自の学風を自由に発展せしめようとするのが第一に必要であります。このためには、その自主性を尊重するといふことが、まず必要とされるわけでありまして、しかしながら、私立学校といへども、学校教育法に定める学校として、教育基本法第六條にいう「公の性質」を有するものであります。設置者のほしきままな経営は、認めがたいところでありまして、このため、私立学校については、その自主性を高めるといふ必要とあわせてその公共性を重んずることが必要とされるのであります。本法案の内容も、従つて、私立学校の自主性を重んじ、また、公共性を高めるといふ二つの眼目を骨子とした規定からなるのであります。「自主性」については主として「第二章私立学校に関する教育行政」に、「公共性」については、主として「第三章学校法人」にその内容が盛り込まれてゐるのであります。

性については、主として「第三章学校法人」にその内容が盛り込まれてゐるのであります。

第二章「私立学校に関する教育行政」におきましては、まず第一に、私立学校に対する所轄庁の監督事項を整理いたしまして、私立学校の設置廃止及び設置者の変更の認可、私立学校の閉鎖命令等、監督事項を限定したのであります。さらに従来文部省令で定められていた認可事項を整理し、将来私立学校に対する監督事項が、原則として法律事項である趣旨を明らかにいたしました。さらに所轄庁が、右の監督事項を処理する場合にも、主として私立学校の代表者から構成される私立学校審議会または私立大学審議会の意見を聞かなければならないこととした。私立学校審議会及び私立大学審議会は、それ／＼都道府県知事または文部大臣の私立学校教育行政に関する諮問機関として設置されるものであります。委員のうち、四分の一以内が一般の学識経験者で占められるほかは、すべて私立学校の代表者で占められるのであります。さらにこの私立学校代表の委員を任命する場合にも、都道府県知事または文部大臣は、自主的に組織された私立学校の団体の推薦する委員候補者について任命を行うこととし、一段と私立学校の自主性を尊重することとしたのであります。

なお教育委員会法第四條第二項において、私立学校は原則として教育委員会の所管に属しないことになつてゐるので、私立高等学校以下の学校の所轄庁が、従来通り都道府県知事であることとを明確にいたしました。

第三、破産及び合併の場合を除いて、解散した学校法人の残余財産の帰属者を、他の学校法人その他教育の事業を行う者に限定いたしました。これは、学校法人の資産は、本来私立学校教育のためにさげられたものであるから、その一部は卒業生、父兄の協力、国または地方公共団体の助成等によるものでありますので、解散した

場合にも、公共的見地から、これを元の寄付者に帰属せよといったことを認めず、他の学校法人その他教育の事業を行う者に帰属せよとしたのであります。なお、以上の方法によつて処分されない財産が国庫に帰属することは、民法と同様であります。国はその財産を私立学校教育助成のために用いなければならないこととしたのであります。

第四に、設立の認可、寄付行為の補充、助成の停止、収益事業の停止命令及び解散命令については、私立学校審議会または私立大学審議会の意見を聞き、または関係者に弁明の機会を與えることとしたのであります。

第五に、役員の数、理事五人以上、監事二人以上と法定し、またこれらの役員の選任については、校長を必ず理事とし、役員が特定の同族によつて占められることを禁じ、また少数理事の専断によつて経営される等の弊害を改めて、学校法人の自治的方法による公共性の高揚をはかりました。

第六に、各学校法人に評議員会を置くこととしたし、予算、借入金、寄付行為の変更等学校法人の業務に関する重要事項については、理事長において評議員の意見を聞かなければならないこととし、さらにまたこの評議員会には、教員、学校法人の職員、卒業生等を含めることとして、学校法人の運営に広い範囲の意見を反映させるようにいたしました。これらの諸規定も、自治的方法によつて学校法人の公共性を高めようとしたことによるものであります。

第七に、学校法人の合併について規定いたしました。従来財団法人につき

ましては、合併が認められていなかったため、種々の不便があつたのであります。本法案は学校法人の合併を認めることにより、その解決をはかつたのであります。

第八に、学校法人に対して補助、貸付等の助成を行ふことを明文文化いたしました。この点については、従来憲法第八十九條との関係上、疑問のあつたところでありましたが、本法案においては、私立学校及び学校法人が諸種の点において「公の支配」に属するものであるという見解のもとに立案したのであります。さらに助成を受けた学校法人に対する予算の変更及び役員職の勧告等、憲法との関係上必要とされる規定を設けたのであります。

第九に、法令の規定に違反した場合などにおいて、学校法人の解散を命じ得ることとしたましたが、この場合においても、私立学校審議会または私立大学審議会の意見を聞くこととし、さらにその学校法人の関係者に弁明の機会を與えることとしたのであります。

第十に、注意すべき問題は、学校法人に対する免税の問題についてであります。私立学校に対する免税問題については、シャープ使節団の報告書において、一応の解決を得たものと信じておりますが、地方税においては、地租、家屋税は、従来通り免除され、事業税は、収益事業に関する部分を除き免除され、住民税及び学校の主権する催しのなどに対する入場税は全免され、国税においては、相続税及び贈與税は免除され、法人税及び所得税については、免税証明書の制度によつて免除されることが勧告されております。しかしながら、この勧告に対する措置

については、現在関係省庁において検討中で、いまだ実施の段階には至つておりません。そこで、本法案では現行税法の範囲内で、学校法人に対して法人税、所得税、登録税及び事業税について免税したとすることを定めてあります。なお学校法人に対して地租及び家屋税が免除される点については、従来通りであります。

最後に附則におきましては、現在私立学校を設置している財団法人が、一年以内に組織変更をして学校法人になることができることを規定いたし、それに關する必要規定を設けました。このほか本法の施行に關し必要な経過規定を設けるとともに、関係法律の一部改正を行つたのであります。

以上のほか法案の詳細については、別に御説明申し上げますが、大綱以上の通りでありますから、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決くださるようお願いいたします。

○原委員長 これより教育委員会法の一部を改正する法律案の審査に入ります。

質疑は明日に延期することに御異議ございませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○原委員長 それではさよう決定いたします。

○原委員長 なお文部大臣に対する一般教育行政について質疑の通告がありますので、これを許します。今野武雄君。

○今野委員 私は現在の教育文化における最も重要な問題について、お伺いしたいのでありますが、時間の關係もありますので、そのうちの一つ、すな

わち先ごろ本会議において緊急質問をいたそうとして、運営委員会の議を通し、時間の關係上できなかった問題について、質問いたしたいと考えております。

その要旨は、この夏以来、しきりに大学教授あるいは一般の教職員の誠意が行われておるわけでございしますが、その誠意は、たとえば定員法の關係とかいうような種類のものではなくして、明らかに思想弾圧、政治的な弾圧というような色彩を帯びておるものであります。従つてその理由も明確に示されない場合が多く、またそのやうな非常に苛酷である場合が多いのであります。私が調べました一つの例を申し上げます。私が調べた一つは、東京水産大学の経済学の教授をやつておる庄司という人が首切られた例であります。この場合には校長の松生義勝氏は庄司君と自分とが教育上の意見を異にするということで、誠意をしておるのでございます。ところが、その校長の教育上の意見というものが何であるかというのを、だん／＼追究して参ります途中において、松生氏が、かつて昭和八年に在外研究員としてドイツに留学していたころの、あちらからの書簡を雑誌に寄せておられる、そういうものが手に入つたわけでありまして、それによりまして、こういうふうにしてあるのではありません。「最近のドイツは何といつてもヒトラーの天下になつて、人心が統一されて來ました。元來多くのドイツ人が三十有余の党派にわかれてがや／＼さわいでいたばかりなのが、すつかりまとめられたのです。若い連中の氣魄が目ざめて來たようです。祖国愛によみがえり、ぼ

んやりしておれぬぞと元氣になりました。焚書もその意義の現われです。ベルリン図書館も二百萬の本がなくなります。その中にマルキシスト及び性欲に關する本二萬部ほど焼捨てた、ただそれだけです。文化の逆行だなんて日本文士連がさきいで抗議を申し込んだと聞いて、私はふき出しました。ナチだつて、そんなばかではありませぬ。神田の古本屋からお安く買つた売れ残りの本を集めて來ても、二萬や三萬はすぐ出ようと思ひます。云々というやうな調子であります。明らかにナチスを礼讃し、焚書を礼讃するやうな書簡を寄せておるのであります。そこで私は松生氏に対して、今でもこういうやうな考え方にかりはなかつたかと思ひましたところ、これは私の性質から出て來ておることでありまして、こういうふうに申し上げておるのであります。そういうふうな学長と教育上の意見が合わないといふことは、民主主義的な教育理念を持つ教員として当然のことである。こういうやうな場合には明らかに反民主的な思想弾圧であると断ぜざるを得ないわけでございます。

また小、中学校の例で申し上げますと、たとえば京都市などの場合には、最近に大量の誠意が行われたのであります。その理由とすると、それは、たとえば、二年前に組合運動のために学校をあげるが多かつたといふやうなことを、言つておるのであります。ところが、そのころは御承知でもありませんが、組合の専従者といつたやうなもののはつきりしない、そういう市当局や校長の了解を得て、そういうやうな運動をやつていた。そういう二年前の事例を引出して、そしてそれを

誠意の理由にしておる。その大部分は組合運動を熱心に行つてゐる連中であり、しかもその誠意に際しましては、非常に苛酷な条件でありまして、二十四時間以内に辞表を出せ、そうすれば依願免官といふこととやらでやるけれども、もし二十四時間以内に辞表を出さない場合は懲戒免職にする、そういうことで数名の者が懲戒免職になつたのであります。何ゆゑに二十四時間という時間の間に依願免職が懲戒免職になるのか、このこともまたことに解しがたいこととあります。これは実に誠意が苛酷に行われておるといふ事例の一つであります。

その他先ごろ日教組の大会の代表が本院に参りまして、各党に面会した際に聞き及んだところによりまして、たとへば、富山などは何にも理由を示さない、こちらからいろいろ理由を聞く、一々それでもない、それでもないと言つて、ただ総合的に教員として不適格である、こういうようなことを申しておるのであります。しかもこれらはいずれも定員定額の関係とかいうものではなくして、教員として不適格であるといふようなことでやつておるのであります。こういうようなことが現在だん／＼と進行しており、教育界においては、非常に大きな不安のあらしが巻き起つておるのでございまして、一方において九月十七日人事院規則といつたようなものが制定されまして、公務員の政治活動を非常に広汎にわたつて禁止するといふことが行われたことは、御承知の通りでござい

ます。そしてその公務員の中に、国立学校の教員も含まれるといふようなことになつたのであります。この問題

につきましては、さつきのような断言が行われておる際でもございするもので、非常に大きなセンセーションを巻き起した。そして大学教授連合では十月五日、日本学術会議では十月六日に、それ／＼そのやり方が不当であるといふ意味の声明を發しております。そして翌十月七日の参議院の文部委員会において、文部大臣は、大体この日本学術会議なんかの声明には賛成であるといふ言明をなされておるわけでございます。こういうような点について、文部大臣は一体どういふふうにお考えになるか。先ほどの具体的な実例、あるいは人事院規則に対する各方面の意見に対して、今どういふふうにかえておられるか、その点を明確に御返答願ひたいと存じます。

次に、労働組合が非常にやかましくなつたものでありますから、十月二十二日人事院が、人事院規則の解釈といふものを出して、大学教授が専門のことについて意見を述べることがさしつかえないのだといふようなことを申しております。たゞそれが政治的なものであつても、専門のものならいいといふのです。ところがこの専門のものといふのは、一体何かといふことが相当問題なんだ。文部省でもそれに引續いて、専門外のものはいいけないといふことを言つておるのであります。が、一体大学教授の学識の中で、何が専門であるか専門でないか、こういうことは、にわかにはきめがたいものがあると思ふのであります。これは他の国の大学の歴史をたどつてみましても、一つの科目の専門家といふふうにも、必ずしもきまつていない例がたくさんあるわけでありまして、それから日本において

もそうでありますが、たとえば自然科学の例で申しますと、原子の問題の専門家である仁科博士が、戦後理研においてベニシリンの製造を始められておる。そつちの方においてもやはり専門家であるといふことになつて来ておるわけでありまして、そういうような点もあるわけでありまして、自然科学といふような非常にきつかりとした学問でもそうであるわけなんです。いんやや社会のこと、芸術のこと、そういうような問題になりますと、何が専門であるかといふようなことは、ないはずである。ことに日本は、民主主義を打立てなければならぬ今日にあつて、自然科学を学ぶ者であれ、あるいは工学を学ぶ者であれ、だれであれ、社会の発展について深い学問的な関心を持たない者は、だれでもないと思ふのであります。従つて政治上、経済上の諸問題について、いずれの専門であるを問はず、大学教授が堂々と意見を述べることが、当然であるべきであらうと思ふのであります。そういう点について文部大臣はどう考へるか、その点を御返答願ひたいと思ひます。

なおその際問題になるのは、憲法との関係であります。憲法の十九條、二十一條、二十三條等にわたつて、思想及び良心の自由、集会、結社、言論、出版の自由、学問の自由といつた基本的な人権がはつきりと述べてあるのではありませんが、特に二十三條に学問の自由が他の自由から飛び出して特別に述べてあること、これは日本の憲法における大きな特色の一つであらうと私は考へておるのであります。それほど学問といふものは尊重しなければならぬ、重大である。これを一片の人事

院規則とか、そういうようなものによつて制限するといふことは、まづたゞ不当であると思へざるを得ないのであります。もつともその際十五條の公務員に関する規定が援用されて、それによつて制限されることもあるわけでございますけれども、しかしながら基本的人権といふものは、世界の長い間の歴史によつて獲得された民主的な人権であり、これは何物にもまさつて憲法の基礎をなすものである、こういうふうに考へるのであります。が、そういうものを他のものによつて制限するといふのはいかかであらうか。特にどんな職業であつても公共性のないものはない、いかなる職業についても、公共性といふものがあるわけなんです。従つてその職業のモラルといふものは、どこにもあり得るわけである。従つてやはり大学教授のモラルといふものがあることは当然でありまして、そういう点は自発的にやるべきであつて、決して法令でもつて制限すべきでない、かように考へる次第であります。この点について文部大臣はどう考へるか。はたしてこの基本的人権、ことに学問の自由を制限することが、日本の学術並びに民主的な発展といふものを阻害することにしないか、この点を明確にお答え願ひたいと考へるわけでありまして、以上簡単であります。が、質問いたします。

○高瀬國務大臣　お答えいたします。例としておあげになりました水産大学の問題であります。これは御承知のように、現在まだ農林省の管轄になつております。それで文部省関係の詳細なことはよく存じておりません。しかし教育に関する問題でありますから、

同様の点が非常に多いと思つております。どちらにいたしましても、大学教授の身分に関する問題につきましては、御承知のように教育公務員特別法で相当の保障があるわけでありまして、その身分を決定されるにつきましては、学長としてもよほど慎重に考へられ、そして管理機関の意向も考へてやられておることと私は信じております。

それから二十四時間通告で懲戒免職といふようなお話があつたといふことでもありますが、懲戒免職といふことではないが、懲戒免職といふことではないが、相当の理由がなければできないといふ以上は、相当の根拠があつて言つておることではないかと私は考へております。ですから、それらの点を私として考へれば、各大学にいたしまして、また地方にいたしまして、教職員の身分といふ重大な問題でありますから、やはり教育基本法なり国家公務員法なりに照して、理由があつてやつておることだと私は考へております。その点については意見が違つておるわけでありまして、それから大学教授連合、学術会議の見解についての、私の参議院の委員会における答弁についてのお話がありましたが、私が大体賛成するといふ意味を申しましたのは、あの發表された意見の一番の中心は、大学の自由、学問の自由をあくまで守らなければいかぬ、こういう点にあつたと思ひます。その点は私は賛成であると申し上げたわけでありまして、しかしその際あくまで大学の自由、学問の自由といふものは、正しい意味におけるものでなければならぬといふことは、はつきりつけ

加えておきました。従いまして、たとえ大学の自由というようなものが認められるといたしましても、学園における政治的な中立性を侵したり、あるいは学園の秩序を破壊する、こういうような行動は、嚴重に処置すべきでありまして、それらの行動を処置することは、決して大学の自由を制限し圧迫するものではないと私は考えておるのではありません。それらの点は、あの教授連合会の発表にも非常に強く現われておるのであります。あの中にやはりその点を強調いたしまして、学者の言動については、みずから十分に自粛しなければならぬ、こういうことをはつきりつけ加えておるのであります。

それから人事院の人事院規則の問題であります。私は衆議院本会議で答弁をいたしましたように、抽象的に、論理的に申しますれば、学者の学問的な活動と政治的な活動というものは、わけることができるんだという見解を持つております。つまりその人の考え方、政治的な意思と学問的な意思、あるいは政治的な目的と学問的な目的というものは、わけられると私は思うのであります。ただ具体的な場合に、それがはつきりしないというような場合があるかもしれません。その場合にはそういう場合を予想して、人事院としていろいろの解釈を発表されておりますし、文部省といたしまして、そういうことのないように、あいまいになりそう具体的な場合については、人事院と話し合いをしまして、はつきりさせたい、こういう考えを持つておるわけでありまして、憲法に規定されております学問の自由との関係も、今申し

上げましたようなわけであります。それから、私は政治的な活動の制限というものは、学問の自由を圧迫するものではないと考えております。

○今野委員 大体つきき水産大学の例を申し述べましたが、これは農林省の所管であるということで、うちやられたわけですが、これについては、水産大学ばかりではない、同じような本質を持つていっていることを御記憶願いたい。それからもう一つは、懲戒免職はそれ相当の理由があるだろうということをお申されておるのでありますが、それはほんとうに調査の上に基いて言われたのかどうか。少くともわれわれの方は、それを直接に本人について調べて申した。漫然とこういうことを言われるとすれば、これは文部大臣の言としてはあまりおもしろくないと思う。

それからもう一つは、自由の問題についてですが、制限付の自由なんというものは、まったく意味がないと思う。自粛といつたような問題は、モラルの問題、倫理的問題だと私は思う。職業倫理の問題である。それについて少しもお答えしておられない。それだけでなく私の言うのはそういうこととはわかり切つていられるけれども、これを法令で制限するということはどうかということについて申しておるわけでありまして、それについてもお答え願いたい。

○高瀬國務大臣 懲戒免職の問題は、地方公務員でありまして、文部省直接の問題でありまして、地方でそれそれやるべきことでありますから、一々それを文部省が調査しているわけではございません。私の申しましたの

は、地方庁といえども、相当の責任を持つてやつておる処分でありまして、相当の理由があつてだろう、こう申したわけでありまして。

それから政治活動の制限の問題であります。これは当然合法的にやられていふことでありまして、何ら憲法違反とは私は考えておりません。

○松本(七)委員 ただいま今野議員の御指摘になつた首切りの問題も、これは大学の教授を含んでおりますから、ぜひ質問したいと待つておつたのであります。時間がありませんので、これは教育委員会の方の審議のときに譲りまして、ただいまの大臣の答弁についてもなおたゞしてみたいと思ひます。ぜひ大臣の御出席くださることを要望しておきます。

ただ一点だけ伺つておきたいのは、シャウプ勧告と学校財政との問題であります。あの勧告が出まして、それに基づいて政府もいろいろ考えられておるようですが、今後この勧告と学校財政とについてどのような方針で臨まれるのか。特に義務教育の国庫負担が平衡交付金という形にかわつて参りました。これをどういうふうにして学校教育財政を確保される方針か、それを具体的に伺ひたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 御質問の要点は、かのシャウプ勧告に基きまして、義務教育に対する国庫負担の仕方が違つて来た。それで一般平衡交付金の形において出される場合に、義務教育費の確保をどうするか、こういう問題だと思ひます。文部省としても、その点については現在研究もし、また自治庁、大蔵省と折衝をいたしております。それで一般平衡交付金として出されるものの

中でもつて、義務教育費のために使われる部分というものを、合理的な標準によつて算定して確保して、義務教育の水準をせひとも維持して行きたい、こういう方針でいろいろと考えております。これについては、いろいろの方法があるかと思ひますが、現在文部省が考えておりますのは、教育に関する基準経費というふうなものを合理的に算定をいたしまして、それは必ず維持されるようにして行きたい、こういうふうに考えて、法令等の形でやつてみたいと考えておる次第であります。それができますれば、あの平衡交付金が合理的に配付されまして、義務教育の水準維持のために確保されて行くだろうと思つております。

○原委員長 本日はこの程度で散会いたします。次回は明十九日午前十時から開きます。

午後零時四十七分散会

〔参 照〕  
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕